

関東支部規約

- 第1条 本支部は、日本分析化学会関東支部と称し、東京都、神奈川県、山梨県、埼玉県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県、新潟県に在住する日本分析化学会会員をもって組織する。
- 第2条 本支部は、支部に属する会員の相互の連絡研修を行い、分析化学に関する学理技術の進歩を図り、産業の発達に寄与するため、講演会、講習会、見学会、セミナーその他適当な事業を行う。
- 第3条 本支部の事務所を東京都に置く。
- 第4条 本支部に次の役員を置く。
支部長1名、副支部長若干名、常任幹事若干名、幹事若干名、監事2名
- 第5条 役員は、幹事会において選出する。
- 第6条 役員の任期は3月より翌年2月に至る1か年とする。但し、再任を妨げない。
2.役員は、その任期満了後でも次期役員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 第7条 役員に欠員を生じた場合、支部長は常任幹事会の議を経て後任者を選出することができる。後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第8条 支部長は、支部に対する功労が顕著な者の中から幹事会の議を経て支部参与を推薦することができる。
- 第9条 支部長は、支部を代表し、支部の業務を総括する。
2.副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、その代理を務める。
3.常任幹事および幹事は、支部長、副支部長を補佐し、業務を分担する。
- 第10条 支部長は、常任幹事の中より庶務および会計に専任するもの各2名を選出する。
- 第11条 監事は、会計経理を監査する。
- 第12条 役員会は、幹事会及び常任幹事会とし、支部長がこれを招集する。
- 第13条 幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事及び幹事をもって構成し、支部長が主宰する。
- 第14条 幹事会は、下記の事項を審議する。
1.役員の選出、2.事業計画及び収支予算、3.事業報告及び収支決算、4.内規の改定、5.その他役員会で必要と認めた事項
- 第15条 常任幹事会は、支部長、副支部長、常任幹事、監事で構成し、支部長が主宰し、支部運営の常務にあたる。
- 第16条 監事及び支部参与は役員会に出席して意見を述べるができるが、議決には参加しない。
- 第17条 支部長は、支部の事業を行うため、常任幹事会の議を経て、委員会を設けることができる。委員の委嘱は支部長が行う。
- 第18条 支部の経費は本部からの交付金及びその他の収入金をもってこれにあてる。
- 第19条 常任幹事会は、毎年度末に、その年度の収支決算について、監事の監査を受けた後、幹事会の承認を得なければならない。

付則 本規約は、1965年6月18日より施行する。

1965年7月16日 理事会承認、2008年1月11日 一部改定

2022年1月6日 一部改定、2022年2月22日 理事会承認